

第2次高島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）概要版

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、高島町の事務・事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定される計画であり、本計画に基づき、高島町の事務・事業に関する地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

計画の基本的事項

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項において規定されている7種類の温室効果ガスのうち、高島町の事務・事業により排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を対象とします。

ガスの種類	排出量の算定対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	○
メタン（CH ₄ ）	○
一酸化二窒素（N ₂ O）	○
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	○
パーフルオロカーボン（PFC）	—
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	—
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	—

(2) 対象とする施設等の範囲：高島町が実施する全ての事務・事業

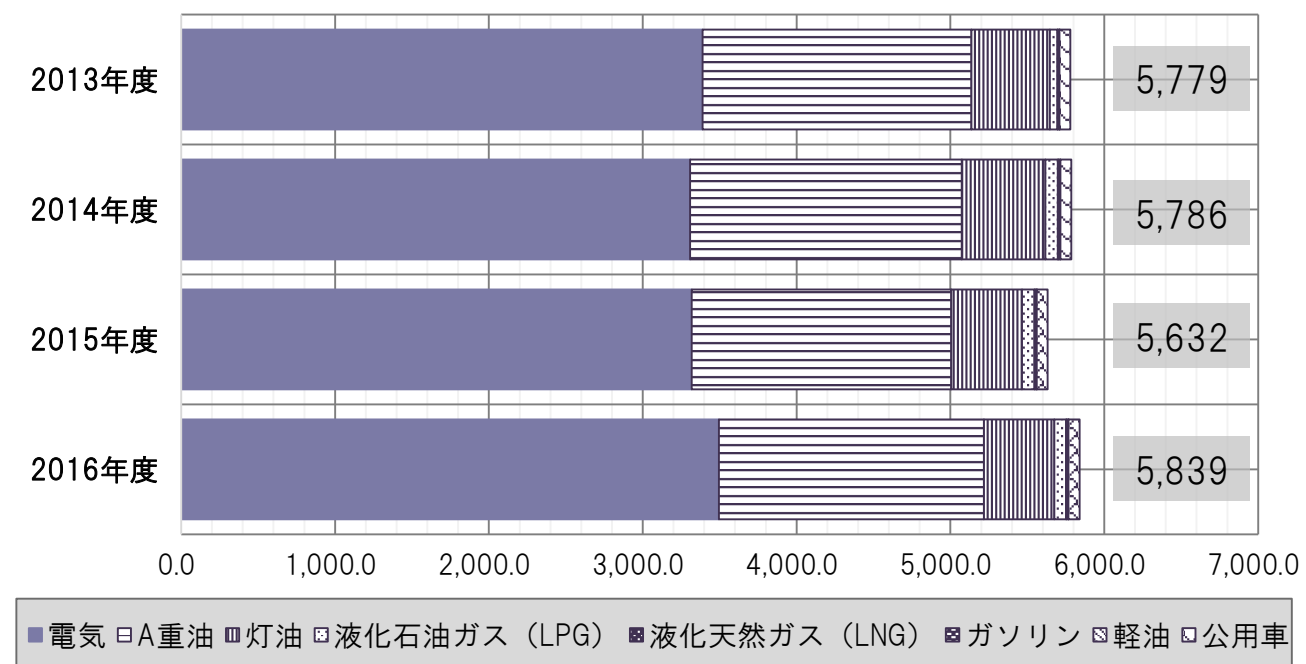
(3) 計画期間：2018（平成30）年度から2030（平成42）年度
本計画は個別施設ごとの長寿命化計画を定めた「高島町個別施設計画」と整合を図りながら取組を進めるため、個別施設計画の見直し年度である2023（平成35）年度及び2028（平成40）年度に計画の見直しを行います。

(4) 基準年度：2013年度（平成25年度）

温室効果ガス総排出量の推移

近年、町の事務・事業から排出されている温室効果ガス総排出量の推移は、ほぼ横ばい状態にあります。

基準（2013年度）年度の温室効果ガス総排出量は5,779t-CO₂となっており、2016年度の温室効果ガス総排出量は5,839t-CO₂で、1.0%増加しています。



温室効果ガス削減目標

削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」で示される民生業務部門の計画目標に準じ、高島町の実施する事務・事業に関する温室効果ガスの排出量を2030（平成42）年度までに、**2013（平成25）年度比で温室効果ガスを40%削減することを目標**とします。

目標達成に向けた基本方針

(1) 省エネルギーの推進

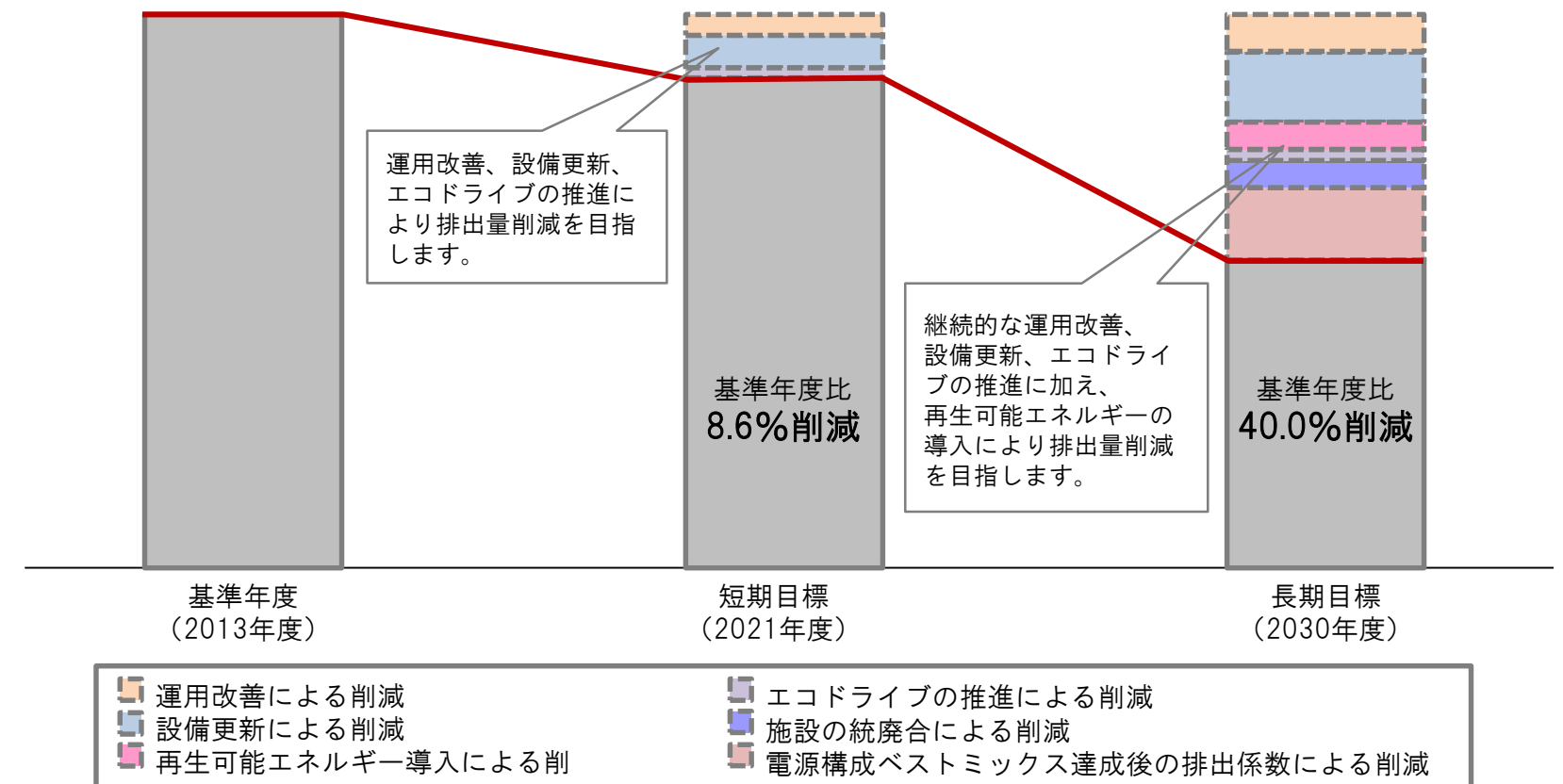
- 設備更新や運用改善などの省エネルギー対策を重点的に実施し、効率的・効果的な省エネルギーを推進
- ランニングコストの削減により投資回収が図れる設備に関しては、民間の資金やノウハウ等を活用した実施方策を検討した上で積極的な設備更新を図り、設備更新後の結果を参考にしながら公共施設全体で、省エネルギーの取組を推進

(2) 再生可能エネルギーの導入

- 省エネルギーの推進とあわせ、公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進

(3) カーボン・マネジメントの推進

- 2001（平成13）年度から導入している環境マネジメントシステム（2014（平成26）年度からは、ISO14001をベースとした独自システムに移行）を踏まえ、本計画の推進体制、進捗管理方法等を見直し、役割分担を明確にすることで、職員の省エネルギーに対する意識向上を図るとともに、取組内容の定期的な評価・改善等を行い、より実効的な計画を推進



目標年度	温室効果ガス排出量
2013（平成25）年度 基準年度 実績値	5,779t-CO ₂
2021（平成33）年度 目標排出量（短期目標）	5,279t-CO ₂ （8.6%削減）
2030（平成42）年度 目標排出量（長期目標）	3,466t-CO ₂ （40.0%削減）

目標達成に向けた取組方針と重点施策

目標達成に向けて、今後の状況（施設の統廃合等）に応じて順次設備・機器の更新等を行っていきます。
特に、カーボン・マネジメント推進体制では、事務・事業全般にわたる節電・省エネルギー対策に関して、PDCAサイクルを実施し、継続的改善を目指します。

特に「設備更新」、「運用改善」、「再エネ導入」では右表の取組みを重点対策として推進します。

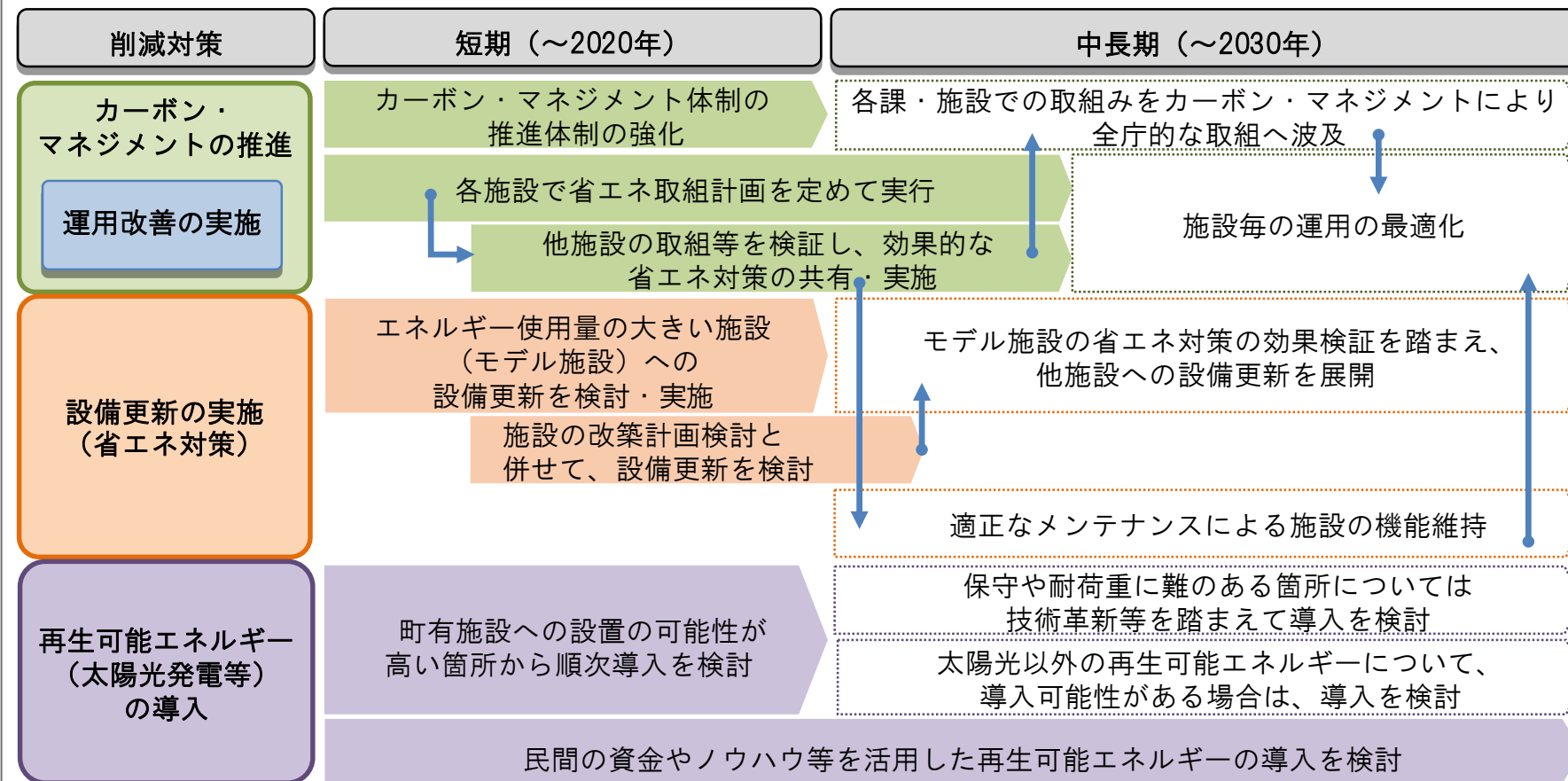


対策区分	対策項目
設備更新	照明設備のLED化
	空調設備更新
	設備の適切な稼働時間・稼働範囲の設定
	照明照度の調整
運用改善	空調設備の間欠運転
	空調設備の適正な温度設定管理
	空調設備の点検・清掃
	温度計測・CO ₂ 濃度計測器によるモニタリング
	エネルギー使用量の確認と記録
再エネ導入	カーテン等による日射の調整
	太陽光発電設備の導入
	バイオマス燃料設備の導入

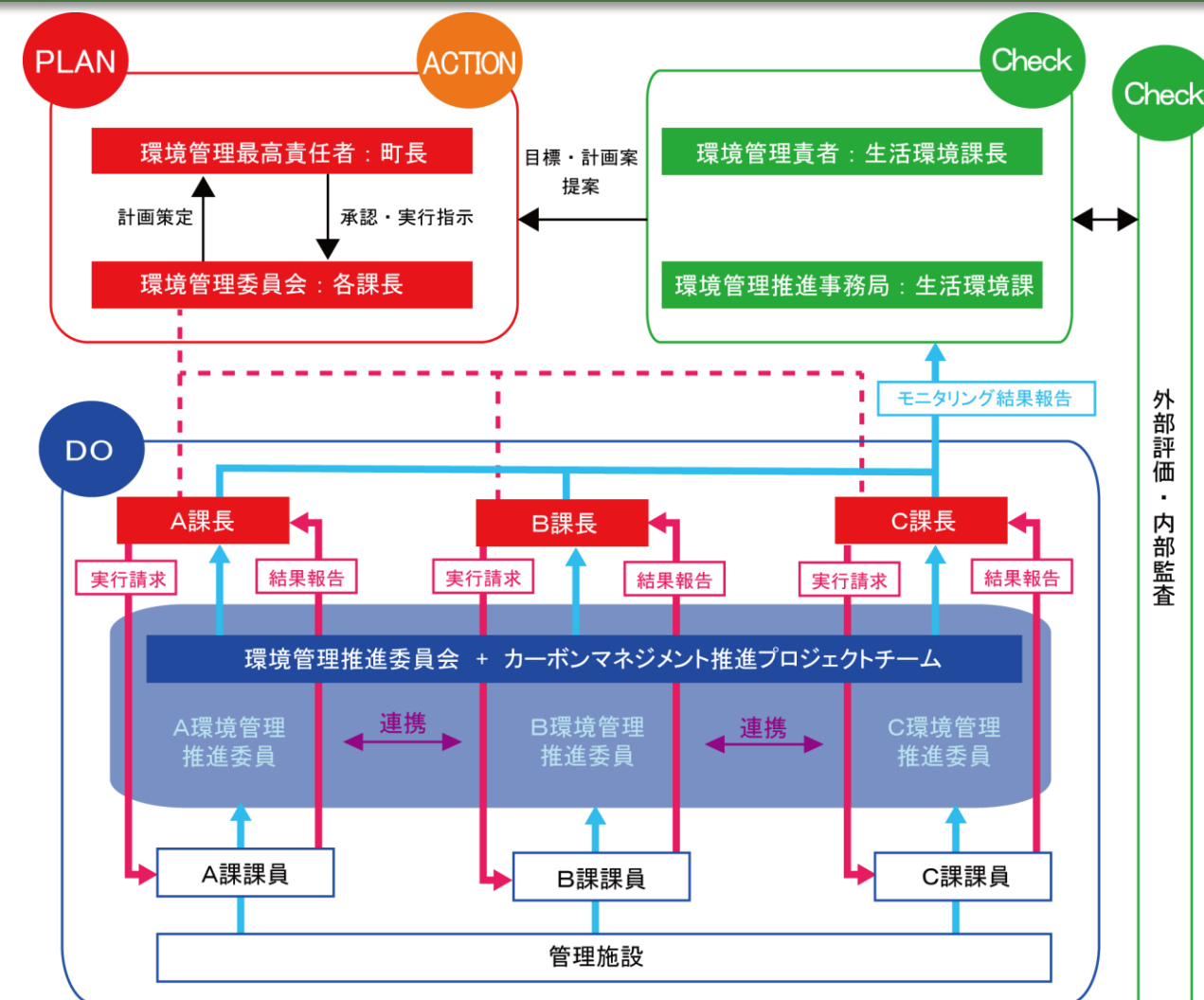
削減対策	削減見込量	基準年度比
2016年度までの取組結果	-60t-CO ₂ （※増加）	-1.0%
目標年度までに新設・改修される施設で想定される排出量	-78t-CO ₂ （※増加）	-1.4%
施設の統廃合による削減	354t-CO ₂	6.1%
運用改善による削減	279t-CO ₂	4.8%
設備更新による削減	805t-CO ₂	13.9%
再生可能エネルギーの導入による削減	130t-CO ₂	2.3%
エコドライブの推進による削減	8t-CO ₂	0.1%
電源構成のベストミックス達成後の排出係数による削減	875t-CO ₂	15.1%
合計	2,313t-CO₂	40.0%

目標達成に向けたロードマップ

温室効果ガス削減目標達成の実現に向けて、2018年度から2020年度までを短期、2020～2030年度までを中長期と定め、以下に示すロードマップに従って重点施策や具体的取組を行うものとします。



推進体制



実行部門内のPDCAサイクルの確立により、創意工夫による自律的な改善を目指す。

実行部門間の連携により、気づきの共有による相乗効果を図る。

(1) 推進体制

環境管理委員会と環境管理推進委員会、事務局が連携し、組織的かつ継続的に取組みを推進できる庁内体制を構築し推進していきます。
また、実行部門でのPDCAサイクルを強化するため、環境管理推進委員会とカーボン・マネジメント推進プロジェクトチームとを一体化した組織とし、各実行部門の枠を超えて、改善方策を検討する組織を構築します。

(2) 進行管理

日常的な省エネ活動は、各課から選出された環境管理推進委員が中心となって推進し、各課の課長は、自部門における温室効果ガス排出量の削減目標に向けた計画を策定するとともに定期的に自部門の取組を評価し、改善指示を行います。
各課の職員は、各課長の指示に従い省エネ活動を実行するとともに各施設の指定管理者等に取組実施の依頼・取組状況等の点検を行い、各施設の指定管理者は担当管理課に実施状況等の報告を行います。

(3) 点検管理

温室効果ガス排出量削減の目標達成に向け、各課長等で構成された環境管理委員会を実施します。環境管理事務局（環境管理課）からの報告・提案等を踏まえ、計画策定（見直し）等を行うとともに、環境管理最高責任者（町長）との協議、各課への情報供給・意思統一を図ります。

(4) 進捗状況の公表

「地球温暖化対策推進に関する法律」第21条の10項に基づき、計画の進捗状況、点検評価結果、温室効果ガス排出量について毎年度取りまとめ、ホームページ及び広報誌等に掲載することで公表します。